

介護保険住宅改修支援事業について

住宅改修費を申請する時の必要書類「住宅改修が必要な理由書（様式第6号）」（以下、「理由書」という。）については、居宅介護（介護予防）支援の一環として、担当する介護支援専門員が作成することとされています。

しかし、介護保険サービスの中で住宅改修しか利用しない被保険者については、居宅介護（介護予防）支援が行われなため、理由書の作成者を確保することが困難な場合が想定されます。

このため、平成20年度より居宅介護（介護予防）支援の提供を受けていない被保険者に係る理由書を作成し、住宅改修に係る適切なマネジメントが行われていると認められる場合に、作成者の属する事業所等に対して、作成経費として「住宅改修支援事務手数料」を支給することとします。

1 支給対象者及び要件

以下の職種の理由書作成者が住宅改修支援事務手数料の支給対象となります。

なお、いずれの場合も、理由書の対象となった住宅改修工事が適正に行われ、住宅改修費の支給対象と認められることが前提となります。

介護支援専門員（ 1 ）

福祉住環境コーディネーター2級以上の資格取得者（ 2 ）

理学療法士（ 2 ）

作業療法士（ 2 ）

補足事項

（ 1 ）住宅改修着工日の属する月において、理由書作成者の所属する事業所等が次の介護保険サービスに係る介護報酬を算定していない、又は算定しない見込みである場合に限られます。

- ・居宅介護（介護予防）支援
- ・（介護予防）特定施設入居者生活介護
- ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護
- ・複合型サービス
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護

（ 2 ）住宅改修着工日において、『居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届』が松原市に提出されておらず、その日以降も提出の予定がない場合に限られます。

2 申請方法

住宅改修工事完了後の事後申請（支給申請）時以降において、以下の申請書類を提出してください。（申請様式はホームページよりダウンロードできます。）

- ・『住宅改修支援事業事務手数料支給申請書』
- ・『住宅改修が必要な理由書』のコピー
- ・『請求書（様式第25号）』

3 支給金額

1件当たり 2,000円 です。

4 支給決定及び支給

審査後に支給決定し、事業所等に対して『住宅改修支援事業事務手数料支給決定通知書』を送付します。その後、請求書にて指定した口座へ振込みます。

なお、居宅介護事業所及び地域包括支援センターにおける振込口座は、原則として認定調査委託料の振込指定口座としますので、本市に登録済みの『債権者コード』を請求書に記入してください。他の口座への振込みを希望する場合は、希望する口座を指定してください。

指定口座への振込みは、**各月最終週の水曜日**を予定しています。

また、以下のいずれかに該当した場合は『住宅改修支援事業事務手数料支給申請取下届』を提出し、支給申請を取り下げてください。

理由書を作成した住宅改修工事が、支給対象として認められなかったとき

- 例) ・介護認定の結果が自立(非該当)となった場合
- ・工事着工前に事前申請しなかった場合
- ・住宅改修とならない工事を行った場合

「1 支給対象者及び要件」内の 補足事項 の要件を満たさないことが判明したとき

【お問い合わせ】

松原市 健康部 高齢介護課 認定係 (市役所2階 16番窓口)
電 話 072 - 337 - 3131 (直通)

申請書類は、松原市ホームページよりダウンロードできますのでご利用ください。

ダウンロード方法

「ホーム」 「健康・福祉」 「福祉」 「高齢者」

「住宅改修関係様式」